

2月の市民無料相談

※祝日・休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日でも実施する場合があります。
法律相談の同一内容の相談は原則1回です。



オンライン予約は
こちら→



種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談 (弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など (1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00~16:30	オンライン (相談日の1週間前の0:00から) 電話 (相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権室 TEL06-6992-1512
	法律相談 (司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 13日・20日・27日(火)	13:00~15:00			
	登記相談 (司法書士)	相続・贈与などの登記 (1人30分・先着4人)	第2水曜日 14日(水)	13:00~15:00			
	税務相談 (税理士)	相続・所得・贈与税など (1人30分・先着6人)	第2金曜日 9日(金)	13:00~16:00			
	行政書士相談 (行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など (1人30分・先着6人)	第1火曜日 6日(火)	13:00~16:00			
	不動産一般相談 (宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など (1人30分・先着6人)	第1火曜日 6日(火)	13:00~16:00			
行政	行政相談 (行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日 27日(火)	10:00~12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談	毎週月・水・金曜日	9:00~12:00	当日直接	市役所5階 相談室507	
		人権擁護委員による相談	毎週木曜日	13:00~16:00	当日電話		
		人権相談員による電話相談	第2金曜日 9日(金)	17:00~20:00	当日電話		
	女性のための 悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談 (1人50分)	第1・2・3・4火曜日 6日・13日・20日・27日(火)	13:00~16:00	オンライン、 電話		
LGBTQ+ 人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日 8日(木)	17:00~20:00	オンライン、 電話			
福祉	福祉の 総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日	9:00~17:30	当日直接	市役所7階守口市 社会福祉協議会	守口市 社会福祉協議会 TEL06-6992-2715
			平日	10:00~16:00 (各コミュニティセンターの開催日時を除く)		藤田事務所 (藤田町4-20-1)	
			第1火曜日 6日(火)	10:00~12:00		西部 コミュニティセンター	
			第2火曜日 13日(火)			北部 コミュニティセンター	
			第3火曜日 20日(火)			錦 コミュニティセンター	
			第4火曜日 27日(火)			八雲東 コミュニティセンター	
			第2木曜日 8日(木)			南部エリア コミュニティセンター	
第3木曜日 15日(木)	東部エリア コミュニティセンター						
生活	生活不安や 仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな 困り事など	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 くらしサポート センター守口	くらしサポート センター守口 TEL0800-200-8011
第4日曜日 25日(日)	9:00~13:00						
介護	介護保険に ついて	弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談 (1人1時間以内)	第2水曜日 14日(水)	15:30~17:30	前日 までに 電話	市役所1階 市民相談室102	くすのき広域連合 TEL06-6995-1516 同連合守口支所 (高齢介護課内) TEL06-6992-2180
空き家	空き家不動産 無料相談会	空き家、不動産に関する困り事 など	第4月曜日 26日(月)	10:00~12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不 動産協会大阪東 支部 TEL06-4250-9191
植物	みどりの 相談窓口	植物を育てる上での困り事など	第3木曜日 15日(木)	13:00~16:00	電話	大枝公園	大枝公園 TEL06-6991-8248
進路	進路選択 などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など (妊娠中から相談可)	月~土曜日	9:00~17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる TEL06-6995-7833

守口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加給付分)

問守口市専用コールセンター TEL06-6993-6635

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯当たり7万円の現金を支給します。

※基準日(令和5年12月1日)に守口市の住民基本台帳に記載されており、同一世帯に属する全員が令和5年度の市民税均等割が課税されていない世帯
※上記要件を満たす生活保護受給世帯を含む
※市民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

支給額 1世帯当たり7万円(1世帯につき1回限り)

①本給付金の対象世帯のうち、守口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(3万円)を世帯主名義の口座で受給しているなど一定要件を満たす世帯については、1月中旬に「支給のお知らせ」を送付しており、期日までに口座変更などの届出がなかった世帯には1月末に振込をしています。

②①以外の対象世帯には、2月以降順次、確認書を送付しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入の上4月30日(火)までに返送してください。

提出先 守口市価格高騰緊急支援給付金事務局

※修正申告などにより令和5年度住民税が課税から非課税となった世帯については、新たに対象となる場合があります。

詳しくは市ホームページを確認するか、コールセンターまで問い合わせください。



善意 厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】

▽寄贈 車椅子
プルトップ協力者一同



4月からは市が介護保険を運営すのき広域連合が解散

問高齢介護課 TEL06-6992-1613

くすのき広域連合が令和6年3月31日をもって解散し、4月からは市が保険者となり介護保険を運営します。

高齢化の進展などにより介護給付費は年々増加しており、これからも介護を必要とする人が必要なサービスを受けることができる持続可能な制度にするためには、いきいきと暮らす元気な高齢者を増やしていくことも大切です。

市では、地域包括支援センターが開催する介護予防教室や、市民の皆さんが主体的に活動されている通いの場などがたくさんあります。積極的に皆さんで参加して、健康を維持しましょう。

介護予防教室や通いの場のことは、お近くの地域包括支援センターに問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています。

※地域包括支援センターの問い合わせ先は、13ページをご覧ください。

2月1日~7日 北方領土問題広報・啓発パネルを展示

問市長室 TEL06-6992-1302

市では、北方領土の早期返還の実現に向け市民の皆さんの理解を深めるため、北方領土問題に関する広報・啓発パネルを展示します。

時2月1日(木)~7日(水)

場市役所1階正面玄関ロビー



2月7日は「北方領土の日」

1855年2月7日に日本とロシアの間で日露通商条約が調印され、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、えとろふとう、択捉島の北方四島)は日本の領土であることが確認されました。

北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、北方領土返還要求運動の全国的な盛り上がりを図るため、政府は1981年(昭和56年)の閣議了解により、毎年2月7日を「北方領土の日」と決めました。

北方領土は、我が国固有の領土です。しかし、現在もロシアによる法的根拠のない占拠が続いています。